

## 多段階審査と交渉について

## 問題意識

## 〔多段階審査〕

- 効率的で実効ある競争環境の確保と総合評価方式の普及のためには、段階的に競争参加者が絞り込まれることが必要ではないか。

## 〔交渉〕

- 通常の構造・工法では実施できない工事等、特に高度な技術提案を要する案件については、公正性・透明性を確保しつつ、技術提案等について交渉を行う仕組みが必要ではないか。

## 論 点

## 〔多段階審査〕

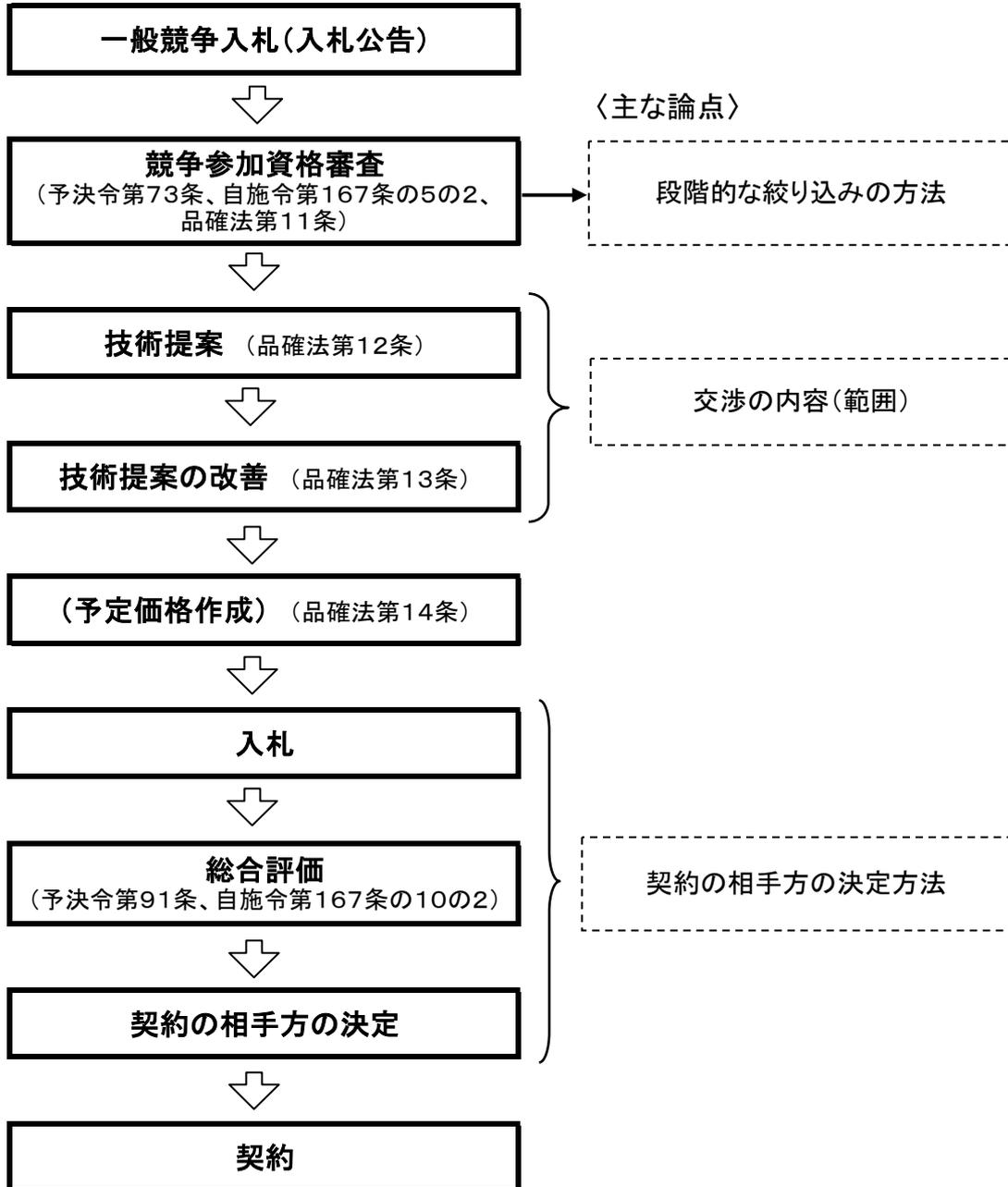
- どのような工事を対象とするか
- 多段階審査をどのように行うか（実績、成績等の審査、簡易な技術審査等の活用や位置付け）。
- 審査基準等についての公正性をどう確保するか。
- 会計法令・地方自治法令及びWTOの位置づけについてどのように整理すべきか。

## 〔交渉〕

- どのような工事を対象とするか。
- 交渉の範囲をどのように設定するか（技術提案のほか、価格も含めて交渉を行う必要があるか）。
- 交渉の際、過年度の様々な実績をどのように取り扱うべきか。
- 交渉結果を契約の相手方の決定にどのように反映させるべきか。
- 米国等の現状やWTO協定の考え方（入札後の交渉）と会計法令・地方自治法令等の制度（交渉を行うとすれば入札前）との関係をどのように整理するか。
- 中立性・透明性の確保が交渉の前提になると考えられるが、そのためにどのような措置を講じるべきか。

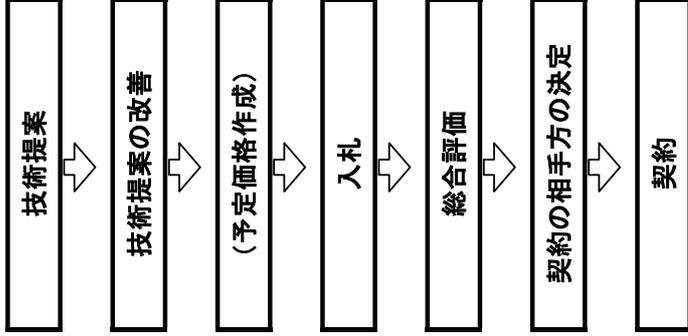
# 多段階審査と交渉方式について

品確法の高度技術提案型(現行)



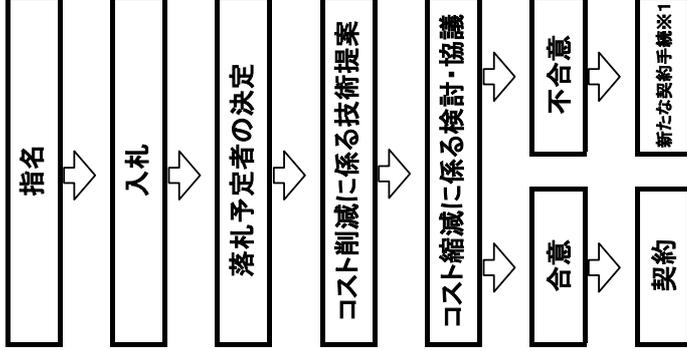
# 交渉方式の例

○高度技術提案型(品確法)

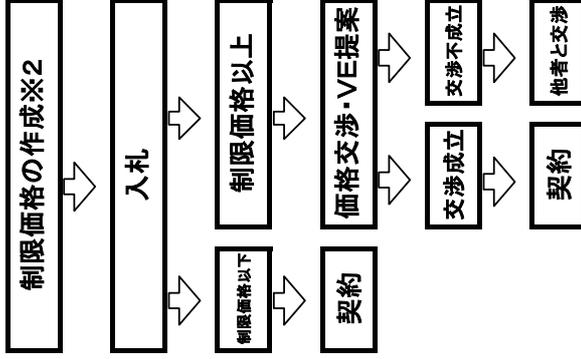


※1「新たな契約手続」とは、第2位の者とは協議は行わず、新たに指名の段階から手続を実施する。

○水資源機構

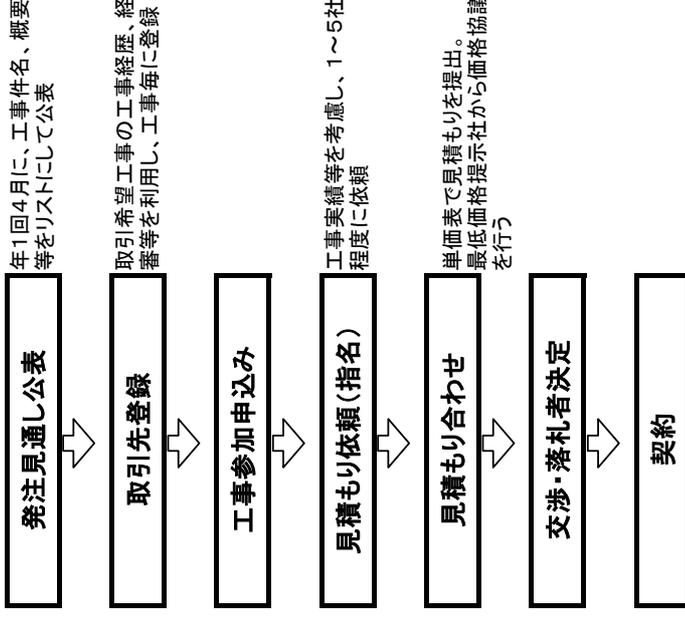


○中部国際空港



※2:制限価格とは、民間コンサルタントを活用して調査を行い、調達可能な最低価格を「資材単価」として採用し、「制限価格」を積算する。  
 ・「制限価格」には上限拘束性はなく契約のための参考価格として  
 いる。

○民間企業(電力会社)



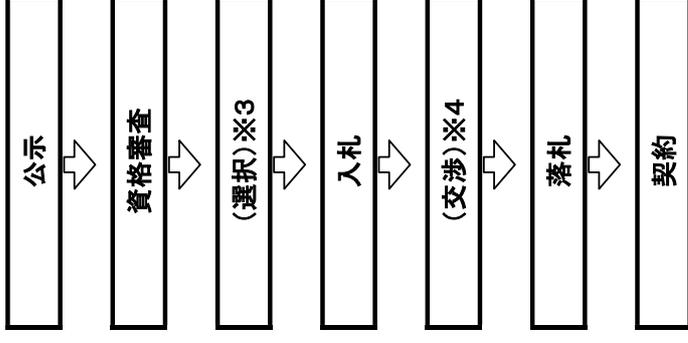
年1回4月に、工事件名、概要等をリストにして公表

取引希望工事の工事経歴、経審等を利用し、工事毎に登録

工事実績等を考慮し、1~5社程度に依頼

単価表で見積もりを提出。最低価格提示社から価格協議を行う

○OWTO上の選択入札



※4交渉とは

- ・主として入札の長所及び短所を確認するために用いられる(この点がある)手続。
- ・参加者の排除は、公示及び入札説明書に定める基準に従って行われなければならない。
- ・すべての参加者は、交渉が終了した場合、共通の期限までに最終的な入札(Final Tender)を行うことを認められなければならない。

※3選択とは

- ・選択入札の調達において、当該手続に参加する供給者を選択する手続。
- ・最適かつ効果的な競争と調達制度の効率的運用の両立を図りつつ、できる限り多くの供給者が、公正かつ無差別な方法により選択されなければならない。

WTO政府調達協定上の位置付け

会計法上の位置付け

**公開入札 (Open Tendering)**

関心を有するすべての供給者が入札を行うことのできる手続

**一般競争入札**

注：PQ（事前参加資格審査）を伴うため、公開入札の定義との関係が問題

交渉

以下の場合、調達機関は供給者との交渉 (Negotiation) を行うことができる

- ①供給者の参加招請の公示において明示した場合 及び
- ②評価を行った結果、いずれかの入札が最も有利であると認められない場合

交渉は、主として入札の長所及び短所を確認するために用いられる

交渉が終了した場合には、参加しているすべての供給者に最終的な入札 (Final Tender) を行うことが認められなければならない

**選択入札 (Selective Tendering)**

調達機関によって入札を行うよう招請された供給者が協定の関連規定により入札を行うことのできる手続

**指名競争入札**

**限定入札 (Limited Tendering)**

協定第15条に限定列挙された場合において調達機関が供給者と個別に折衝する手続  
公開入札・選択入札所定の手続が適用されない（交渉の規定を含む）

**随意契約**

注：協定上の「入札」(tendering, tender(s)) は、「正式な申し出」の意味であり、会計法上の「入札」より広い概念。